

議案第86号
宝塚市国民健康保険診療施設事業費補正予算について
資料2 令和2年7月31日付兵庫県通知

事務連絡
令和2年7月31日

関係医療機関等 各位

兵庫県新型コロナウイルス感染症
緊急包括支援事業事務局

兵庫県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）
交付事業の実施について（ご案内）

本県の医療行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療機関等に従事されている方に対し、下記のとおり慰労金を支給することとしましたのでお知らせいたします。

貴施設におかれましては、慰労金の申請について遺漏のないようご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 慰労金の制度概要について

(1) 慰労金の支給対象施設・者、単価について

区分	対象施設・者	慰労金単価
対象施設	A 県から役割を設定され(※1)、実際に新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた施設（宿泊療養施設含む）	20万円 (※2)
	B 県から役割を設定された(※1)が、実際に新型コロナウイルス感染症患者等の受入がなかった施設	10万円
	C 感染症対策に一定の役割を担ったとして、以下(2)に定める要件を満たす施設	5万円 (※3)
対象者	上記の医療機関等に、 <u>対象期間（3/1(※4)～6/30）中に10日以上勤務し、患者と接する従事者</u> ※国基準により判断	

(※1)対象医療機関等に対しては、本県から別途、個別に通知します。

(※2)実際に新型コロナウイルス感染症患者に初めて診療等を行った日以降に勤務していない場合は10万円

(※3)実際に新型コロナウイルス感染症患者の入院患者を受け入れている場合は20万円（ただし、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者等は5万円）

(※4)兵庫県内における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日

(2) 感染症対策に一定の役割を担った施設

上記対象施設Cについては、以下のいずれかに該当する医療機関等が対象

※該当医療機関等から、慰労金申請書と併せて確認項目表を提出いただくことで、県がその内容を確認

区 分		説 明
①	2次救急輪番等を代替	新型コロナウイルス感染症患者等への対応のため、本来業務である救急患者の受け入れを制限した2次救急医療機関等を補完した医療機関
②	その他救急・急患に対応	①以外での救急医療や、休日夜間等において、疑い患者等の急患への対応を実施した医療機関 例) 救急告示医療機関、初期救急医療機関、在宅医療機関 等
③	疑い患者に対応	発熱や咳等の症状が継続している等の疑い症例を有する患者への診療を実施し、必要な対応を行った医療機関等 例) 内科、小児科、耳鼻いんこう科等を標榜した医療機関及び訪問看護ST
④	飛沫感染等のリスクへの対応	飛沫感染等による感染リスクが高い中、患者への診療を実施した医療機関等 例) 歯科、(分娩を行う)産婦人科・産科を標榜した医療機関及び助産所
⑤	感染症対策を実施	患者等に帰国者・接触者相談センター等への相談等の指導や感染症拡大防止に資する普及啓発(直接指導、リーフレット配布やポスター掲示等)を行った医療機関等

2 その他

上記の他、慰労金の制度内容や申請手続等については、本県ホームページ(URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf28/koronairoukin.html>)をご参照ください。

なお、インターネットに接続できない、又は、ご不明の点がある等の場合は、下記事務局宛てにお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒651-8769 (住所記載不要)

兵庫県新型コロナウイルス感染症

緊急包括支援事業事務局

TEL: 078-362-3056